

『金婚式記念写真撮影会』の申込みについて

● 申込みはお済みでしょうか～

大崎町では、今年度、結婚50年を迎えられるご夫婦を対象にした記念写真撮影会の案内を8月の文書発送(回覧)でおこないました。

まだ、お申込みがお済みでないときには、申込書が役場保健福祉課と野方支所に備えてあります。また、地域の民生委員さんからも入手できますので、お気軽にお問い合わせください。

対象となる方	1 令和6年度中に婚姻後50年に達する夫婦(昭和49年度中に婚姻した方)
	2 戸籍簿上では、婚姻後50年に達していないが、昭和49年度中に婚姻したことが事実である夫婦(事実を証明する人又は書類等がある者)
	3 再婚の場合は、再婚の時点から50年に達する夫婦
実施予定日	令和6年11月28日(木) PM (変更する場合がありますのでご了承ください)
撮影会の内容	申込みをいただいた方で金婚式の要件に該当する方には、後日、個別の撮影時間の連絡をいたします。当日は、撮影及び記念品贈呈をおこない、時間は、お一組当たり30分程度を予定しております。
申込みの期限	令和6年10月31日(木)まで

地域包括支援センターだより

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「ショートステイ」について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…県外に住んでいる姉の見舞いに行きたいのですが、母親を自宅で1人にするのが心配です。私が不在の間、使える介護サービスはないでしょうか？
- 対応策…ショートステイの利用。

<ショートステイとは>

- ・在宅介護中の高齢者の心身の状況や病状に合わせて、介護する方の介護負担軽減や一時的に介護ができない場合の介護をする目的で、短期間施設に入所し日常生活全般の介護を受けることができるサービスのことです。「要支援」「要介護」と認定された方が利用できます。担当ケアマネジャーが施設の紹介や何日泊まれるか調整してくれます。

<どんな時に利用できるか>

- ・介護者が、冠婚葬祭や旅行・出張などで家を留守にするとき
- ・介護者が体調を崩したり、ひと休みしたいとき
- ・自宅での介護が難しく、施設の入居待ちの場合など

◎利用するには、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の担当のケアマネジャーにご相談ください。

【お問い合わせ先】 詳細は、大崎町役場 保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111(内線144)、大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828までお問い合わせください。